

令和 8 年度「農業・農大魅力アップ P R 事業」 業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度「農業・農大魅力アップ P R 事業」業務

2 目的

本県農業を支える担い手が減少する中、新規就農者数は平成 24 年度をピークに半減し、将来の農業経営者を育成する県立農業大学校においても定員割れが続いており、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、中高生に職業選択の一つとして農業を捉えてもらえるよう、農業の魅力や就農・就業への道筋等を周知するとともに、農業大学校の魅力を発信し、農業を職業として目指す人材を育成する。

3 履行期限

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

4 委託業務の内容

詳細は、事前に委託者と受託者で協議の上、決定する。

(1) 中学生に向けた P R コンテンツの作成

ア コンテンツの内容について

- (ア) かごしまの農業の特徴（全国に誇る農畜産物等）
- (イ) 農大での学生生活や、資格取得など特徴あるカリキュラムの紹介
- (ウ) 地域農業で活躍している卒業生の取組紹介
（卒業後の進路の紹介、大規模農業法人として農業を経営している事例、農村の暮らしを楽しんでいる卒業生の事例等）

イ その他

- ・ (ウ)の卒業生の取組紹介は、県と相談の上取材先を決定する。
- ・ 制作したコンテンツがテレビ等でのメディアで P R、活用されること。

(2) 農業大学校が進路ガイダンスで活用する際に必要な P R 資材の制作

- ア テーブルクロス（6 枚） サイズ 320cm×140cm
- イ 幟（6 機） サイズ 60cm×180cm
- ウ 卓上幟旗（10 本） サイズ 30cm×10cm
- エ 椅子カバー（6 枚） サイズ 50cm×65cm（座部分）、50cm×20cm（背部分）

(3) パンフレット等各種 P R データの制作

以下のチラシ等を制作し、Microsoft PowerPoint のデータ（以下「ppt」という。）で納品すること。

内容等は、県と相談の上決定すること。

（参考：HP http://www.pref.kagoshima.jp/ag25/nodai_hp.html）

ア 学校案内パンフレット

- (ア) 目的：令和 9 年配布用（令和 10 年入学者用）、高校生向け
- (イ) サイズ：A 4（8 枚程度）、カラー
- (ウ) 内容：農大の概要、卒業生の取組、学生生活の様子、教育カリキュラ

ム、卒業後の進路等の紹介など

イ 学生募集チラシ

- (ア) 目的：令和 9 年配布用（令和 10 年入学者用）、高校生 3 年生向け
- (イ) サイズ：A 4（1 枚・表裏）、カラー
- (ウ) 内容：農大の概要、卒業生の取組、学生生活の様子、教育カリキュラム、卒業後の進路等の紹介について

ウ オープンキャンパスチラシ

- (ア) 目的：令和 9 年実施用、高校生向け
- (イ) サイズ：A 4（1 枚・表裏）、カラー
- (ウ) 内容：農大の概要、在学生の活躍、教室や学生寮の施設について

エ 農大この一年パンフレット

- (ア) 目的：配布用
- (イ) サイズ：A 4、8 ページ、カラー
- (ウ) 内容：令和 8 年度県立農業高等学校の活動概要

5 事業完了の報告等

全ての業務終了後、下記(1)～(4)の成果物を履行期限までに提出すること。

- (1) 業務委託終了届
- (2) 実施状況報告書（任意様式）
- (3) 本業務で制作した素材データ、PR 資材
※チラシ等は ppt データ、動画は MP 4 などホームページや YouTube 等での WEB 配信で利用可能な形式とする。
- (4) その他業務実施にあたって制作した成果物等

6 納品場所

鹿児島県農政部経営技術課就農対策係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と業務内容及びスケジュール等に係る打合せを行うこと。また、業務実施状況について、委託者と随時打合せを行うこと。
- (2) 本事業においては、著作権等の取扱いに十分に注意し、受託者が訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (3) 本業務における成果品の著作権、著作権等は県に帰属する。実施により生じた全ての著作物の利用及び再編集は、委託者において自由に行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- (5) 本件動画等について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 選定結果について異議申し立てはできない。